

徳島市小規模貯水槽水道衛生対策要領

1 目的

小規模貯水槽水道を持つ施設の適正な管理、水質に関する適正な検査、汚濁汚染時における措置及び防止を定めることにより、衛生の確保を図ることを目的とする。

2 対象施設

この要領において対象となる小規模貯水槽水道は、受水槽の有効容量が10立方メートル以下のものとする。(ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用を受けるものは除く。)

3 小規模貯水槽水道の管理基準

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を毎年1回以上、定期に行うこと。ただし、後記4に規定する管理状況についての定期検査を行っている場合は、この限りでない。
- (4) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

4 小規模貯水槽水道の定期の検査実施

設置者又管理者は、毎年1回以上小規模貯水槽水道の管理状況について簡易専用水道に準じて定期の検査を受けるよう努めること。

5 定期検査要領と検査後の措置

定期検査の項目は、水道法に規定する簡易専用水道に準じて行うこと。また、検査者は、定期検査を行ったときは、設置者に検査済みを証する書類を交付するとともに、不備な点があれば内容の説明のほか、特に衛生上問題がある場合には市にその旨報告をするよう助言を行うこととし、報告を受けた市は改善の指導を行うこと。

6 その他

市は、管内の小規模貯水槽水道の管理指導を円滑に行うため、簡易専用水道に準じ台帳を作成し保存すること。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。